

「Kansai Life Science Accelerator Program」E-Phase 賞金規約

(目的)

第1条 本規約は、Kansai Life Science Accelerator Program Entrepreneurship Phase (以下「本イベント」という)における賞金の付与条件および取扱いについて定めるものとする。

(賞金の内容)

第2条 主催者は、本イベントの受賞者に対し、審査結果に基づく賞金として次に掲げるものを授与する。

受賞者1人あたり100万円 (3人まで)

- 2 前項の賞金(以下「本賞金」という。)は受賞者に対する表彰および活動支援を目的として付与されるものであり、その用途は受賞者の裁量に委ねられるものとする。
- 3 本賞金は、本イベントにおける審査結果に基づき授与されるものであり、主催者による投資、融資、業務委託その他これらに類する契約関係を構成するものではない。また、受賞者は、本賞金の受領にあたり、主催者に対する成果物の納入、役務提供その他の義務を負うものではない。

(支払方法)

第3条 本賞金は、受賞者が指定する日本国内の銀行口座への振込により支払うものとする。

- 2 前項の振込時期は、受賞決定後、必要書類の提出完了から原則30日以内とする。
- 3 振込手数料は主催者の負担とする。

(税法上の取扱い)

第4条 本賞金に関する税法上の取扱いについては、受賞者の責任において所轄税務署又は税理士に確認のうえ処理するものとする。

(源泉徴収)

第5条 本賞金の授与にあたり、法令に基づき所得税等の源泉徴収が必要と判断される場合、主催者は、所定の税額を控除した上で本賞金を支払うものとする。

- 2 前項の場合、主催者は、受賞者に対し源泉徴収票等の必要書類を発行する。

(必要書類の提出)

第6条 受賞者は、主催者が指定する以下の情報又は書類を提出するものとする。

- (1) 氏名又は法人の名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 振込先口座情報
- (4) 本人確認書類
- (5) 法令上必要な場合におけるマイナンバー情報
- (6) その他主催者が必要と認める書類

2 法人又は適格請求書発行事業者が受賞した場合、主催者は、受賞者に対し法令上必要な範囲で適格請求書その他必要書類の提出を求めることができる。

(活動状況の共有)

第7条 主催者は、本イベントの成果把握、広報活動または今後のプログラム改善等を目的として、受賞者に対し、賞金の活用状況、事業進捗その他関連事項について、面談、アンケートその他の方法による情報提供を依頼することができる。

2 受賞者は、前項の依頼に対し、可能な範囲で協力するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 受賞者は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる者をいう。）に該当せず、またこれらと一切関係を有しないことを表明し保証する。

2 主催者は、受賞者が前項に違反したと判断した場合、受賞を取り消すとともに、本賞金の支払いを拒否し又は既に支払った本賞金の返還を求めることができる。

(費用負担)

第9条 本賞金の受領に伴い発生する税金その他の費用については、受賞者の負担とする。

(雑則)

第10条 主催者は、法令の改正、社会情勢の変化その他必要がある場合には、本規約の内容を変更することができる。

2 本規約に定めのない事項については、主催者の判断により決定するものとする。

附則

本規約は、2026年 5月 27日から施行する。